

令和3年度 第2期 福岡県民泊施設受入対応強化補助金に係るQ&A

No.	質問	回答
事業内容		
1	既に契約・発注をした、Wi-Fi整備費用などについては、対象にならないのか？	申請いただき、 <u>県からの交付決定の通知を受けた後に、契約・発注等したものが対象となります。</u>
2	事業（支払いを含む）はいつまでに終了すればよいのか？	本公募分の場合は、補助対象事業について、令和4年2月末までに、事業の完了と支払いまでを終了していただく必要があります。なお、補助対象事業完了後は15日以内に、事業完了実績報告書を提出していただく必要があります。
3	法人所在地は福岡県外だが、宿泊施設の所在地が福岡県内の場合も対象となるか？	補助を受けようとする宿泊施設の所在地が福岡県内（北九州市・福岡市を除く）であれば対象になります。
4	補助対象経費は税込か？	消費税及び地方消費税相当額は含みません。
5	補助の対象となる経費にはどのようなものがあるか？	宿泊施設の受入対応強化を目的に実施するための経費になります。 【対象経費の例】は、公募要領のP3.「5. 補助対象事業について」をご確認ください。 ※不明なものはお問合せください。
6	申請すれば、必ず補助金の交付を受けられるのか？	補助にあたっては、審査の上、対象を決定します。予算の範囲内で補助金交付を行うため、応募多数の場合など、申請いただいた方全員に補助金を交付できない場合があります。なお、必要な条件が整っていない場合も対象となりません。
7	第1期に受入対応強化補助金の交付を受けているが、第2期で再度申請することは可能か？	補助上限額に達していなければ申請は可能です。 また、第1期の申請と第2期の申請を合わせて、補助額の上限額は40万円となります。 【例】第1期に10万円の交付決定を受けている場合 補助上限額40万円－10万円＝30万円 第2期の補助上限額は30万円になります。

8	令和2年度に受入対応強化補助金の交付を受けているが、申請は可能か？	申請は可能です。
9	申請を検討している工事内容が補助対象となるかどうか、予め教えていただくことは可能か？	事業計画の認否は、個別の申請内容を審査した上で判断します。このため、申請前の認否についてお答えすることはできません。
申請手続き		
10	各種様式はどこで入手するのか？	福岡県のHP (https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/minnpaku2-hojo.html) からダウンロードしてください。
11	メールでの申請も可能か？	メールで申請書及び必要書類を送付いただくことは可能ですが、後日原本を郵送していただく必要があります。
12	2回目の申請をする場合、提出を省略できる書類はあるか？	前回申請時から変更がない場合には、以下の書類が省略できます。 <ul style="list-style-type: none"> ・感染防止宣言ステッカーを貼り出していることがわかる写真 ・住宅宿泊事業に係る届出番号を確認できる書類（写し） ・宿泊税領収証書（写し） ・様式第1号の4（誓約書） ・様式第1号の5（役員名簿）
13	インターネットで製品を購入予定のため、見積書がない。補助金申請は可能か？	ホームページ等で金額が分かるページを添付いただければ可能ですが、2社以上の金額を比較し、最安値の事業者の額で申請してください。
14	宿泊税領収証書はいつ時点のものを提出すれば良いか。	宿泊税領収証書は直近のものをご提出ください。
15	宿泊税領収証書を紛失した場合はどうすれば良いか？	宿泊税領収証書を紛失した場合は宿泊税納入申告書（受領印があるもの）の写しを添付してください。宿泊税納入申告書もない場合は、県税事務所が発行する「納税証明書」を提出してください。
16	宿泊税納入申告を電子申告にて行っており、受領印がない場合はどうすれば良いか？	申告の受付が終了した時に発行される「受付結果通知書」を一緒に添付してください。

17	交付決定は先着順か？	必要な書類が揃った方から順次交付決定いたします。受付した申請の交付決定額が予算の上限に達した場合は、期限を前倒して募集を終了する場合がありますので、お早目にご準備の上、余裕をもった申請をお願いします。
18	申請書の印鑑について種類の指定はあるか？	申請書の押印については、法人の場合は代表者印、個人の場合は実印をご利用ください。また、補助金の申請時から補助金の支払請求まで同一の印鑑を使用してください。
19	他の補助金との併用は可能か？	同一の事業計画で他の補助金を受ける場合は、補助対象経費からその補助金を除外した額が、当補助金の補助対象経費となります。 ただし、他の福岡県の補助制度とは併用できません。